

「株式会社ミヤスズ」発行の商品券をお持ちの方へのお知らせ

株式会社ミヤスズ（千葉県銚子市）は、平成25年9月20日に破産手続開始の決定を受けました。このため、使用できなくなった同社発行の商品券をお持ちの方は、資金決済に関する法律に基づき同社が供託した発行保証金から還付を受けることができますので、還付を希望される方は下記の手続きにより申出を行って下さい。

◎ 申出受付期間 平成25年11月13日(水)～平成26年2月12日(水)

○郵送で申出を希望される場合の宛先・照会先

〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
関東財務局 理財部 金融監督第5課 ☎048-600-1152

○千葉財務事務所へ直接申出を希望される場合の受付場所

《受付場所》千葉市中央区椿森5-6-1
関東財務局 千葉財務事務所 理財課 ☎043-251-7214
《受付時間》9:00～17:00（土、日曜、祝日及び12月28日～1月5日を除く）

◎ 現地受付期間 平成25年12月14日(土)～平成25年12月15日(日)

○現地受付での申出を希望される場合の受付場所

《受付場所》銚子市三軒町19-4 「銚子商工会館」5階 大会議室
《受付時間》10:00～16:00
《問合せ先》関東財務局 理財部 金融監督第5課 ☎048-600-1152

* 申出には所定の申出書、株式会社ミヤスズ発行の商品券等が必要です。具体的な申出方法については上記照会先にお尋ね下さい。

【注意事項】

1. 申出受付期間経過後の受付は、一切できませんのでご注意願います。
2. 発行保証金からの還付金額が、いくらになるのかは未定です。
 - ① 同社が法令に基づき供託した発行保証金の範囲内での還付となります。
 - ② 還付手続きに要した費用を、法令により供託されている発行保証金から控除しますので、この費用を差し引いた金額を基に最終的に受け取る金額（還付金額）を算定することになります。

商品券還付に関するお問合せ

関東財務局 千葉財務事務所 理財課 ☎043-251-7214

12月10日～16日までは 「北朝鮮人権侵害問題週間」

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題週間」とするととされました。

拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のためには、この問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮による日本人拉致問題

拉致問題は、我が国の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、日本政府は、北朝鮮側から納得のいく説明や証拠の提示がない以上、安否不明の拉致被害者が全て生存しているとの前提に立って、被害者の即時帰国と納得のいく説明を行うよう強く求めています。

拉致問題対策本部

<http://www.rachi.go.jp/>

法務省

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>